

## 第4章 施策の展開

---

### 1 とともに理解し、地域で交流できるまちづくり

#### 現状と課題

障害者基本法で定める「すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現のためには、障がいのある人や障がいについて町民が正しい知識を得て、理解を深めることが重要となりますが、地域における交流や支え合い、助け合いといった活動はまだまだ進んでいないのが実状です。

障がいにはさまざまな種類があり、同じ障がいでもその人ごとに症状や程度は異なります。また、外見だけでは分からない障がいもあります、そのため、それぞれの障がいの特性や必要な配慮等に関して、理解を進める必要があります。

障がいの有無に限らず、誰もが社会の構成員として、共に生き支え合う地域をつくるため、町民に対して障がいのある人や様々な障がいに関する正しい理解や認識を深めるための啓発を進めます。

その一方、障がいのある人は、就職をはじめ、住宅を借りるなどの暮らしの基盤の確保から、日常生活に至るまで、様々な不利となる条件に置かれております。そのため、障がいのある人に対する差別や偏見を解消するに至っていません。

「障害者差別解消法」において、自治体は、障がいのある人に対する差別的取扱いの禁止と障がいのある人の要望等に応じて、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが法的に義務づけられています。本計画策定に向けて町が実施したアンケートでは、「障がい者施策の推進に必要なこと」について、身体障がい者の17.3%、知的障がい者の29.6%、精神障がい者の20.0%が、「障がいのある人とない人の交流を進め、おたがいの理解を深めること」を選んでいきます。

## 施策の方向

### (1) 理解の促進と啓発の推進

①役場や関連機関等における意識の向上と啓発の推進
➤ 役場や、障がいのある人と接する機会が多い関連機関及び企業に対し、研修等の実施を通して理解の促進と意識の向上を図り、啓発を推進します。
②関係団体との連携による啓発活動の推進
➤ 障がいや障がいのある人について広く住民の理解を深めるため、関係団体やNPO等との連携を強化し、啓発活動の相互支援とその推進を図ります。
③イベントや催しにおける交流と啓発の推進
➤ 町内で行われるイベントや各種催しにおいて、障がいのある人の参加しやすい環境づくりを進めるとともに、参加者同士の交流と啓発の推進に努めます。
④発達障がいや難病等への理解の促進
➤ 学習障がいや注意欠陥・多動性障がい、自閉症スペクトラムなどの発達障がいや統合失調症、内部障がい、難病等について、広報等を通じて理解の促進に努めます。
⑤町職員への研修の実施
➤ 町の福祉に携わる職員のみならず、すべての職員に対して障がいに対する理解を深め、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底など職員の資質の向上に努めます。

## (2) 福祉教育の推進

①人権教育の推進
➤ 障がいのある人をはじめとするすべての人の人権について、正しい理解と認識を得るための教育を推進し、人権尊重のまちづくりを進めます。
②学校における福祉体験や交流の推進
➤ 学校や教育委員会との連携により、教育の場における福祉体験や施設見学、障がいのある人との交流を通して、障がいや障がいのある人への理解を促進します。
③障がいのある子どもの社会参加と自立をめざす適切な学校教育の充実
➤ 就学相談、教育相談を充実させ、児童・生徒の状況を正確に把握するとともに、保護者と合意形成を図り、基礎的環境整備と合理的配慮を行いながら、障がいのある子どもたちの社会参加と自立をめざす学校教育の充実を図ります

## (3) 差別解消の推進

①障がいを理由とした差別解消の推進
➤ 人権相談窓口を広く周知するとともに、「障害者差別解消法」の理念に基づき、合理的配慮の推進をはじめとする障がいを理由とする差別の解消を推進します。
②差別解消のための理念の啓発
➤ 障がいを理由とする差別の解消のため、広報等を通じ、「障害者差別解消法」で示される「社会的障壁」や「合理的配慮」の理念を広く啓発し、その周知に努めます。
③人権相談の実施
➤ 障がいのある人の人権を含む様々な人権課題を抱える町民を対象に、人権相談を実施します。

## 2 暮らしやすいまちづくり

### 現状と課題

障がいのある人にとって自由に外出し、社会参加できる環境は、子どもや高齢者等、誰にとっても快適に暮らすための基盤となります。今後も安全・安心・快適に生活できる町づくりを計画的に進めるために、障がいのある人等の交通の利便性の向上を図っていきます。

また、住み慣れた地域で、安全・安心・快適に暮らせる住まいの確保が求められています。特に親亡き後の住まいの確保は、障がいのある人を抱えた保護者の大きな不安となっています。今後も、施設や病院から地域への移行が進められている中で、障がいの状況に合わせた生活環境の確保に努めます。

本計画策定に向けて町で実施したアンケート調査では、「外出時の困りごと」について、身体障がい者で「電車やバスなどの交通機関を利用しづらい(12.7%)」と回答されている方が多く、自由回答でも、移動や交通についての要望が寄せられていました。

また、障がいのある人の地域生活を支えるためには、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の充実が必要となります。サービスの量的確保と、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなサービスの提供が求められます。

障がいのある人自身はもとより、介護者の高齢化が進むことに伴い、介護者家族の心身の負担が増大すると予測されることから、サービスを利用しないまま、あるいは悩みを抱えたまま家庭や地域で孤立することのないよう、潜在的なニーズの発掘に努めます。

さらに、障がいのある人が生き生きと働き、生活していくためには事業主やそこで働く人、地域の人々の理解と支援が必要です。

障害者雇用促進法の趣旨に則り、障がいのある人が安心して就労できるよう、障がい者雇用に関する理解の啓発を図るとともに、就労移行支援・就労定着支援の取組を今後も一層進めていきます。

## 施策の方向

### (1) 生活環境・空間の整備

①住空間の環境整備
➤ 障がいのある人が地域で安心して住み続けることができるよう、地域生活支援事業や介護保険事業による住宅改修費の給付の周知とその利用を推進し、生活の基盤となる住空間の環境整備を促進します。
②公共施設・公共空間のバリアフリー化の推進
➤ ユニバーサルデザインの理念のもと、公共施設・公共空間について、障がいのある人や高齢者等の利便性を考慮した計画的な整備・改善を継続します。

### (2) 移動・交通手段の充実

①移動手段と支援の充実
➤ コミュニティバス（よどりバス）をはじめとするバスやタクシーの利用しやすい環境づくりに取り組むとともに、地域生活支援事業としての移動支援や、行動援護、同行援護等のサービスの利用推進に努めます。
②歩行空間の整備の推進
➤ 安全で快適な歩行環境確保のため、町道はもちろん、国道等についても道路管理者等に働きかけ、歩道の拡張や新設、交差点・信号機の改善、誘導ブロックの敷設、段差の解消等の推進に努めます。
③障がい者用駐車スペースの利用促進
➤ 公共施設には十分な障がい者用駐車スペースを確保するとともに、障がいのある人がスムーズに利用できるような仕組みづくりと利用者への啓発に努めます。
④公共交通の整備・充実
➤ コミュニティバス（よどりバス）路線の維持や利便性の向上に努め、高齢者や障がいのある人が利用しやすい環境整備に努めます。

### (3) 地域生活支援事業と福祉サービスの利用促進

<b>①地域生活支援事業と自立支援給付の周知と利用促進</b>
➤ 移動支援、日常生活用具の給付・貸与等、障がいのある人の生活をサポートする地域生活支援事業と、自立支援給付制度(介護給付・訓練等給付)の周知と利用の促進に努めます。
<b>②福祉サービスの提供体制の充実</b>
➤ 本人や介護者の負担を軽減するための在宅サービスや日中一時支援事業をはじめ、個々のニーズに応じたサービスが適切に提供できるよう、事業者との連携や働きかけを図ります。
<b>③サービスの質の維持と向上</b>
➤ サービスの質の維持と向上を図るため、事業者とも連携し、福祉サービス従事者への研修や指導、人材育成、評価体制の充実を図ります。
<b>④施設入所者等の地域移行・地域定着支援の推進</b>
➤ 退院・退所した人に対しては、相談や訪問などの地域定着支援を進め、障がい福祉サービスや、関係機関につなげるなどして、地域での生活を支えます。

### (4) 生きがいある地域生活の促進

<b>①スポーツや文化・芸術等の活動支援</b>
➤ 障がいのある人のスポーツや文化・芸術、創作活動等への参加を促すと同時に、その機会づくりと活動の支援に努めます。
<b>②住民活動への参加支援</b>
➤ 社会福祉協議会や教育委員会と連携し、公民館講座や住民サークル等への参加しやすい環境をつくるとともに、参加を促し、障がいの有無にかかわらず住民同士の交流を推進します。
<b>③地域活動支援センターとの連携</b>
➤ 地域活動支援センターとの連携により、障がいのある人自身や介護者の日中の活動や交流の場づくりに努めます。
<b>④指導者の発掘と人材育成</b>
➤ 障がいのある人に、スポーツや創作活動、その他様々な趣味や教養、文化活動を指導することのできる指導者の発掘と、その人材育成に努めます。
<b>⑤余暇活動等の社会参加のための外出支援</b>
➤ 障がいのある人の社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を支援するため、障がい福祉サービス等の提供の円滑な実施に努めます。

## (5) 雇用・就労の促進

<b>①公的機関における優先雇用と物品等の優先調達への推進</b>
➤ 役場や関連機関において、障がいのある人の優先雇用や障がい者就労施設からの物品等の優先調達に努めます。
<b>②多様な産業における雇用の推進</b>
➤ 公共職業安定所等との連携のもと、事業主に対して雇用の啓発に努めるとともに、各種助成制度の周知および活用を促進し、障がいのある人の雇用の推進に努めます。
<b>③進路指導や就労相談・就労支援の推進</b>
➤ 小・中学校、特別支援学校、教育委員会、公共職業安定所、事業所等との連携を深め、個々の適性やニーズに応じた早期の進路指導や就労相談・就労支援を推進します。
<b>④職業的自立の促進</b>
➤ 一般就労に向けて、就労移行支援や就労継続支援を通じた就労機会の提供を推進するとともに、一般就労に必要な知識や能力の維持・向上に向けた支援を行います。
<b>⑤就労移行支援・就労定着支援の取組</b>
➤ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境の変化等により生活面に課題が生じているなどの場合、継続就労を行うため、就職先の企業や、関係機関と連携して相談等の支援を行い、職場への定着を支援します。

### 3 情報にアクセスしやすいまちづくり

#### 現状と課題

近年、「アクセシビリティ(accessibility)」という言葉がよく使われるようになりました。アクセシビリティとは「近づき易さ」を表す英語で、平成 30(2018)年度に策定された国の「第4次障害者基本計画」でも、各論の主な内容として「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」が掲げられています。

本計画策定に向けて町で実施したアンケート調査では、障がい者施策の推進に必要なことについて、精神障がい者の37.3%、身体障がい者・知的障がい者でも30%弱が「福祉サービスの案内やインターネットによる広報など、情報提供を充実させること」と回答しています。

障がいのある人にとって必要な情報は、自身の障がいや病気・治療に関すること、福祉サービスや福祉制度に関することなど多岐に渡り、専門知識を要するケースも多く、また、障がいのある人にはコミュニケーション手段に制限があり、スムーズな意思の疎通が難しいことも多くあります。

現在、大淀町では、広報「おおよど」や町のホームページをはじめ、大淀町社会福祉協議会による「大淀町社協だより」等を通じて情報発信を行っており、障がいのある人や家族からの相談については、住民福祉部福祉課が窓口となるほか、地域自立支援協議会や相談支援事業者と連携をとり、スムーズな対応に努めていますが、今後も更なる情報提供手段の拡充や、障がいのある人が気軽に相談できる体制づくり、円滑な意思疎通のためのコミュニケーション支援の充実などが求められています。



## 施策の方向

### (1) 情報提供の充実

①積極的な情報提供の推進
➤ 障がいのある人が必要な時に必要な情報を入手できるよう、町政や各種サービス・制度について、広報紙等による積極的な情報提供を推進します。
②情報提供手段の充実
➤ インターネットの活用や、ボランティア等の協力を得て、点字・手話・朗読・要約筆記等、障がいのある人のニーズに応じた情報提供手段の充実を推進します。
③家族や関係者・関係機関への情報提供の充実
➤ 障がいのある人はもちろん、介護者である家族や障がい者団体、医療機関、学校、自治会等の関係機関や団体への様々な情報提供の充実に努めます。
④防災・避難情報の「電話（ファックス）お知らせサービス」
➤ 身体障がい者手帳（視覚・聴覚）をお持ちの方を対象に、気象警報、避難情報などの緊急情報をご希望の電話番号、またはファックス番号にお知らせします。

### (2) 円滑なコミュニケーションの推進

①行政窓口のバリアフリー化の推進
➤ 役場や関連機関の窓口の表示や案内板等のバリアフリー化を推進するとともに、窓口でスムーズに意思疎通のできる環境づくりに努めます。
②意思疎通支援の推進
➤ ボランティア団体等への協力を依頼するほか、コミュニケーション支援のための人材育成講座等を開催し、円滑な意思疎通の体制づくりに努めます。
③障がいのある人の意思決定の支援
➤ 障がいのある人一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省が作成した「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に則り、利用者の意思を尊重した障がい福祉サービス等の提供を行います。

### (3) 相談体制の充実

<b>①相談窓口の明確化</b>
➤ 広報等を通じた相談窓口の案内を徹底するとともに、様々な相談や各種申請の受け付け・手続きにおいて、利用者にとってわかりやすいように窓口のあり方や表示方法を整備します。
<b>②相談対応のための連携</b>
➤ 地域自立支援協議会や社会福祉協議会、民生・児童委員、相談支援事業者と連携し、相談内容に応じた専門機関の紹介等、様々な相談に総合的かつ円滑に対応できる体制づくりを進めます。
<b>③ケアマネジメントの充実</b>
➤ 障がいのある人に対する相談支援は、障がいのある人や家族の悩みの解消のみならず、必要な支援につなぐ大事な要素であることから、障がいのある人とその家族からの多様な相談に対応することができるよう、関係機関と連携して、相談支援業務に従事する者の専門性の向上や、対応力の養成に努めます。

## 4 安心・安全なまちづくり

### 現状と課題

災害時には、災害が原因で亡くなる人の割合は、障がいのある人の方が障がいのない人よりも高いことがあげられています。東日本大震災では、地震と共に津波の被害が甚大なものになりましたが、医療的ケアの必要な障がいのある人やパニック障がいのある人、精神障がいのある人、視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人等の安否確認や避難所での暮らしの問題が改めて浮き彫りになりました。

日頃から地域の中で顔の見える関係づくりを構築し、災害時における障がいのある人等の安否確認や避難誘導、災害情報の提供等を、迅速かつ円滑に実施する体制づくりや福祉避難所の確保等を進めます。

本計画策定に向けて町で実施したアンケート調査では、災害発生時に望む支援として、身体障がい者では「災害情報を知らせてほしい」が41.9%、知的障がい者では「避難場所までの避難を支援してほしい」が53.1%、精神障がい者では「必要な治療や薬を確保してほしい」が48.0%と、それぞれ最も多くなっています。

このような災害に対する不安とともに、一層の核家族化と高齢化が進む地域社会においては、高齢者等の社会的弱者を対象とした新たな手口の犯罪や虐待等の権利侵害も増加しており、行動やコミュニケーションに制限を持つことの多い障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を営む上での不安要素は一層増加しています。

これらの社会情勢を受け、国の「第4次障害者基本計画」では各論の主な内容として「防災、防犯等の推進」が設けられ、その施策項目に「災害発生時における障害特性に配慮した支援」「防犯対策や消費者トラブル防止の推進」が上げられました。また、「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」も主な施策分野として設けられ、障がいのある人の生活の安全・安心の確保と権利擁護の姿勢を明らかにしています。

## 施策の方向

### (1) 保育・療育・教育の充実

<b>①施設や支援体制の充実</b>
➤ 障がいのある乳幼児や児童が安全に安心して保育や療育、教育を受けられるよう、施設のバリアフリー化とともに、関係機関等との連携をはかり、支援体制の充実に努めます。
<b>②職員・関係者の資質の向上</b>
➤ 障がいのある子どもの健やかな発達を支援できるよう、保育士や教職員等の研修への参加を促進し、理解と専門性の向上を図るとともに、個々の特性やニーズに対応できる環境づくりを進めます。
<b>③特別支援教育の推進</b>
➤ 町内の幼稚園、小・中学校における特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーターの配置や、関係機関との連携による適切な支援体制づくりを推進します。
<b>④インクルーシブ教育システム構築の推進</b>
➤ 障がいの有無にかかわらず同じ場で共に学ぶことのできるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、合理的配慮を含む理念の啓発とその推進に努めます。
<b>⑤就学前および就学後の教育相談の充実</b>
➤ 就学前の障がいのある子どもの保護者に対して、関係機関と連携し情報提供や就学相談を行い、障がいの状況等に応じた適切な就学先が決定できるよう取り組みます。

## (2) 保健・医療の充実

<b>①乳幼児の障がいの早期発見の推進</b>
➤ 乳幼児の保護者への情報提供とともに、乳幼児健診をはじめとする母子保健事業の充実や関係機関との連携により、障がいを早期発見し、適切な医療や療育へとつなげる体制づくりを進めます。
<b>②予防の啓発と健康づくりの推進</b>
➤ 特定健診やがん検診等の受診の啓発とともに、健康教育や健康相談の充実と健康づくりセンターの利用推進を図り、生活習慣病等の疾病の予防と健康づくりを推進します。
<b>③円滑な医療体制の構築</b>
➤ 障がいを軽減し、より快適で自立した生活を促進するため、医療機関との連携のもと、誰もが必要な治療をスムーズに受けることができる体制づくりに努めます。
<b>④難病患者への支援の推進</b>
➤ 難病患者の療養生活を支援するため、保健・医療・福祉のサービスを効果的に提供できるように、保健所等関係機関と連携した支援体制の確立に努めます。
<b>⑤精神保健対策の推進</b>
➤ 精神障がいについての理解の啓発とともに、精神科を有する病院と連携による精神疾病の早期発見・早期治療、および自立支援医療制度の利用推進に努めます。
<b>⑥地域移行のための支援の充実</b>
➤ 精神障がいをはじめとする障がいのための長期入院等により、地域での生活への移行が難しい人への相談支援を行い、スムーズな地域移行・地域定着を促進します。
<b>⑦必要な医療費の助成</b>
➤ 必要な対象者へ医療を確保するため、各種医療費助成制度の丁寧な説明と町民周知に努めます。

### (3) 防災・防犯、感染症対策の整備

<b>①防災対策の推進</b>
➤ 障がいのある人や家族の防災に対する意識の高揚を図り、防災訓練等への参加を促進するとともに、災害時の避難場所の表示や住民への告知を徹底します。
<b>②災害時の支援体制の構築</b>
➤ 災害発生時に援護が必要な要援護者リストを作成するほか、地域防災計画を随時見直すとともに、関係機関と連携し、避難後のケアも含めた万全の支援体制づくりに努めます。
<b>③災害時の情報提供体制の整備</b>
➤ 災害発生時には、防災行政無線、メール配信自動電話発信システム等を活用し、迅速かつ的確な情報提供に努めます。
<b>④地域における防犯と見守り体制の整備</b>
➤ 地域の防犯組織、自治会、民生委員等との連携を図り、地域ぐるみでの防犯と見守り体制の構築に努めます。
<b>⑤新型コロナウイルス感染症への対応</b>
➤ 保健所、医療機関等と連携し、感染拡大の防止に向けた対策を講じるとともに、感染症対策に関する正しい知識と情報を速やかに発信していきます。また、事業者に対しても感染症関連情報等を速やかに発信し、感染者発生時の連絡・届出・相談についても事業所等と連携して対応していきます。

#### (4) 権利擁護と虐待防止、消費者保護の推進

<b>①権利擁護のための制度の普及と利用の促進</b>
➤ 成年後見制度等、障がいのある人の権利を守るための制度の普及と、利用促進のための市民後見人等の人材育成に努めます。
<b>②虐待防止の推進</b>
➤ 住民福祉部福祉課内に虐待防止窓口を設置し、虐待についての相談に応じるとともに、虐待防止の啓発や指導に努めます。
<b>③消費者保護の推進</b>
➤ 消費生活センターや警察、専門機関と連携し、広報や講習会等を通じて悪徳商法の手口等の情報提供に努め、トラブルに巻き込まれないための消費者教育に取り組みます。
<b>④選挙や司法手続等における配慮の推進</b>
➤ 障がいのある人が自らの権利を円滑に行使できるよう、選挙情報の提供方法や投票におけるバリアフリー化、および司法手続等における配慮を推進します。
<b>⑤成年後見制度利用支援事業の実施</b>
➤ 障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援することでその権利擁護を図るため、成年後見人等の報酬の全部または一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である場合に必要となる費用について補助を行います。